

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和5年7月21日開催 生命保険協会〕

## 1. 保険商品事例集の公表について

- 2023年6月29日に、金融庁では、「保険商品審査事例集」を公表した。本事例集は、各保険会社が商品開発に取り組む際の参考資料として利用されることを目的に、実際の審査に当たって、当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等についてまとめたもので、半期に一度公表している。
- 今回の公表では、顧客が真に必要な商品を購入する上で、その判断の参考となるべき情報提供の在り方に関する好事例等を掲載している。

(参考)「保険商品審査事例集」好事例抜粋

(事例1) 一部の給付金に対応する保険料の例示等 (生保)

一定のがん検診を受け健康であった場合に給付金を支給する保険については、保険料の払戻し的な性格を持つという特殊性を有している。そのため、顧客が真に必要な保障であるかを判断できるよう、保険募集時において当該給付金に対応する保険料の例示や未受診の場合に給付金が受け取れないことに関する注意喚起を行うことに加え、受診期限が到来する前に未受診者に対し受診を促す事務フローを構築することを商品審査の過程で確認の上、認可を行った。

(事例2) モラルリスクの抑制 (損保)

支払い対象事由を限定列挙していた海外旅行保険のキャンセル費用補償について、免責事由に該当しない限り支払う改定を行った事例。当該保険の引受を旅行との同時申込み限定することで損害の原因となる事実(事故)の偶然性を担保するほか、モラルリスク対策として被保険者がキャンセル費用を負担したことの証明を求めることで一定の自己負担を伴う補償内容とすることを確認の上、認可を行った。

- 問題認識や課題に対する解決策は各保険会社により異なると思うが、本事例集を参考にさせていただき、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

## 2. ゲノム情報の適切な取扱いについて

- 第211回通常国会において、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心

して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案」(いわゆるゲノム医療法案)が可決・成立した。

- この法律では、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにする目的のもと、国は、ゲノム医療の研究開発及び提供に係る体制の整備、生命倫理への適切な配慮の確保、ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保等のため、必要な施策を講ずることが求められている。
- 今後、政府において、不当な差別への具体的な対応を含め、基本計画を策定することが求められており、金融庁としても、関係省庁と連携しながら対応を検討していくところ、保険業界の皆様にもご協力をよろしくお願いしたい。
- また、ゲノム情報の取扱いについては、現在の保険の引受・支払実務において、遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用は行っていないものと承知しているが、給付金の請求等の場面において、保険会社からゲノム情報を求められたとの声も聞かれるところである。
- 各生命保険会社においては、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用は行っていないことや、また、ゲノム情報による不当な差別を決して行わないことについて改めて徹底するなど、引き続き適切な対応をお願いしたい。

### **3. 「2023 年年 6 月 29 日からの大雨」及び「2023 年年 7 月 7 日からの大雨」 にかかると災害等に対する金融上の措置について**

- 2023 年 6 月 29 日からの大雨及び 2023 年 7 月 7 日からの大雨にかかると災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げる。
- まず、6 月 29 日からの大雨にかかると災害等に対し、山口県に災害救助法が適用されたことを受け、7 月 3 日、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を山口県内の関係金融機関等に発出させていただいた。
- 次に、7 月 7 日からの大雨にかかると災害等に対し、島根県、佐賀県、大分県、福岡県、富山県、秋田県及び青森県に災害救助法が適用されたことを受け、7 月 10 日、11 日、14 日及び 18 日に、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出さ

せていただいた。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

#### 4. LIBOR からの移行対応について

- 金融機関の皆様におかれては、これまでも LIBOR からの移行対応にご尽力いただき感謝申し上げます。
- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、ドル LIBOR についても本年 6 月末についに公表が停止された。移行対応が完了していない契約が残存する金融機関におかれては、公表停止後の最初の金利更改日までに移行対応を完了できるよう、遺漏なき対応をお願いしたい。
- 現在、2023 年 6 月末基準での「第 5 回 LIBOR 利用状況調査」にご協力いただいているが、その結果も踏まえ、金融庁は引き続き日本銀行と連携し、残存するドル LIBOR 参照契約や、7 月から時限的に公表開始された擬似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR 参照契約について、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

#### 5. 7 月 G20 の成果物について

- 2023 年 7 月 17 日から 18 日にかけて、インドのガンディーナガルにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における主なポイントをご紹介します。
- ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回の G20 会合では FSB のハイレベル勧告を承認するとともに、FSB 及び基準設定主体に対し、これらの勧告の実効的かつ適時の実施の促進を求めた。加えて、2023 年 9 月の G20 首脳会議に向けて、IMF 及び FSB による統合報告書提出への期待が示された。同報告書においては、FSB の作業と併せて、IMF が検討する暗号資産がマクロ経済に与える影響等の議論が盛り込まれる見込み。また、暗号資産に関する FATF 基準のグローバルな実施の加速や、DeFi 及び個人間で行われる取引（P2P 取引）を含む新たな技術やイノベーションのリスクに関する作業への支持が示された。

- ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
  - ・ サステナビリティ開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された2023年6月のサステナビリティ及び気候関連の情報開示基準最終化が歓迎された。
  - ・ また、2023年6月に公表された「サードパーティーリスク管理及び監視の強化」に関するFSBの市中協議報告書が歓迎された。当該市中協議報告書には、金融機関のリスク管理や金融当局のオーバーサイトを向上させるためのツールキットが含まれており、これらのツールキットが、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスを高め、重要なサードパーティーへの依存度の高まりから生じる課題に対処することに期待が示された。
  - ・ その他の金融セクターの課題については、OECD閣僚理事会で採択されたG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂版を承認するとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、サイバーインシデント報告に関するFSBの市中協議報告書等が歓迎された。
- 今後は、2023年9月にインドでG20首脳会議が開催される予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 6. IAIS 執行委員会等の結果について

- 2023年6月12日から14日にかけて、アメリカ・シアトルにてIAIS執行委員会等の会合が開催された。
- その中で、国際資本基準（ICS）について、2024年採択予定のICS最終化に向けた案（Candidate ICS as a PCR）に関する市中協議文書が承認され、2023年6月23日に公表された。当該市中協議文書は、ICSの最終化に向けた重要なマイルストーンであり、金融庁も引き続き積極的に議論に参画・貢献してまいりたい。
- また、過去にも申し上げたが、2023年11月6日週にIAIS年次総会が東京で開催予定のところ、本格的に準備を進めている。我が国の保険業界・

金融市場の魅力を国際的に発信するためには、官民の協力が非常に重要であると考えている。成功裡の開催に向け、引き続き生命保険協会と緊密に連携させていただきたい。

## 7. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022 事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

### ※ レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた計画検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

## 8. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2022 年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を6月30日に公表した（2019年から公表しており、今年で5回目）。

- 2021 度のレポートと同様に、「障害発生の端緒」※<sup>1</sup>毎に、障害の傾向、原因及び課題を分析している。加えて、障害時に業務を早期復旧させるレジリエンスの重要性が高まっていることを踏まえて、新たにインシデント対応の良好事例を盛り込んでいる※<sup>2</sup>。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

※1 以下の①～④の障害発生の端緒毎に、システム障害の傾向、原因及び課題を整理。

①サイバー攻撃、不正アクセス等

不正アクセスによる情報漏えい、サポート期限切れ機器のマルウェア感染、DDoS 攻撃によりホームページが閲覧できない状態が発生。重要な外部委託先を含めたセキュリティ対策の強化とインシデント発生時のレジリエンスの強化が課題。

②日常の運用・保守等

障害時に冗長構成が機能しない状態や、外部委託先のシステム障害で復旧が遅延する状態が発生。外部委託先における対応を含めた復旧手順を整備し、外部委託先との共同訓練を通じた、復旧手順の実効性の確保が課題。

③システム統合・更改や機能追加等

機能追加のためのプログラム改修時等に障害が発生。システム仕様書などの IT 資産の整備や、有識者の適切な配置等によるレビュー態勢の整備が課題。

④プログラム更新、普段と異なる特殊作業等

プログラム更新時や不定期作業時に、外部委託先による設定ミスや作業の誤りによって、ATM 等が停止。システム変更に関する作業手順の検証態勢の整備、本番環境に即したテストの実施、多層的なチェック態勢の整備など、作業品質の向上が課題。

※2 良好事例

クラウド障害により ATM が停止。コンティジェンシープランに基づき、職員が迅速に ATM を手動復旧させた。また、担当でない職員も復旧対応できるようマニュアルを整備し、訓練を実施している。

## 9. リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

- 6月30日に、「リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した(2018年から公表しており、今年で6回目)。顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備とその実効性確保といった観点で3点申し上げる。

① リスク性金融商品の商品性やそれを踏まえた想定顧客層の特定が十

分とは言えない、顧客の真のニーズに沿った提案ができていないか懸念があるなど、金融商品の販売・管理態勢に課題がある先が多い。顧客の最善の利益とは何か、それを追求するためにはどのようにすべきかについて、改めて検討していただきたい。

② 各社の「取組方針」を見ると、原則の文言をなぞったものが多く、自組織が目指す「顧客の最善の利益」を追求するための具体的な取組みが分からない。また、ほとんどの先で、「取組方針」と営業現場の取組実態との間に乖離がある。顧客本位の業務運営を確保するためには、「取組方針」を通じて顧客本位の考え方や具体的な取組みの認識を金融機関全体に浸透させ、顧客本位が定着するカルチャーに変革していくことが重要である。また、その際、業績評価が営業職員の販売行動に与える影響にも留意していただきたい。

③ 三線管理について、リスク性金融商品の販売状況や苦情等に対する検証・監査が法令準拠の範囲に留まっている先が多い。経営監査やカルチャー監査を含めて、法令遵守の観点に留まらない検証を行う PDCA 態勢を構築し、改善を行っていくことが重要である。

○ 経営陣におかれては、「顧客の最善の利益」を追求した取組みが自組織で根付くよう、この結果も参考に取組改善を図っていただきつつ、ベストプラクティスの追求も含めて、顧客本位の業務運営を確保・推進するよう、リーダーシップを発揮していただきたい。

## 10. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令（案）公表について

○ 先般、経済安全保障法制に関する有識者会議が開催され、そこで示された内容のうち以下について、内閣府令（案）の意見公募手続（7月14日締切）が開始された。

- ・ 規制対象となる事業者の指定基準
- ・ 特定重要設備

○ 本制度は、金融を含む基幹インフラの指定事業者に対して、その特定重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

○ 金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受

け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、金融庁では総合政策局リスク分析総括課の経済安全保障室で運営している。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用いただききたい。

## 11. Japan Weeks について

- 先般公表された骨太の方針等に記載のとおり、資産運用立国に向けた取組みや、国際金融センターの実現に向けた取組みに関して、集中的に海外金融事業者を日本に招致する「Japan Weeks」といったプロモーションイベントの開催など、情報発信を強化していくこととしています。  
「Japan Weeks」については、9月25日～10月6日を定める予定で、同時期に関連イベント等を開催するにあたって協力をお願いすることがあると考えており、その際は是非お願いしたい。

## 12. サステナブルファイナンスの取組について

- 6月に、報告書をいくつか公表したのでご紹介する。
- 1つ目は、6月30日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。人材育成については、各業界団体にもアンケートにご協力いただき感謝申し上げます。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組みの重要性が指摘されている。業界団体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただければ幸いである。
- 2つ目は、6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表した。検討会で計8回にわたり議論を行い、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本的指針案」のパブリックコメントを開始した。10月10日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上



げについて提案されている。インパクト投資については、地域で創業等を  
図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれ  
からという段階であるが、本年中にも設置予定の「コンソーシアム」等の  
議論を是非フォローあるいは参加していただけると幸いである。

- 3つ目は、6月27日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する  
検討会報告書」を公表した。検討会で計7回にわたり議論を行い、カー  
ボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定に  
ついて、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に  
関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性  
理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。  
皆様におかれては報告書も参考にしながら、取り組んでいただければ幸い  
である。

(以 上)